

# 市からの 連絡帳

**8月は、市・都民税  
普通徴収第2期の納期です。**  
～納付には、便利な口座振替を～  
▶納税課 ☎042-460-9831

## 年金

### 国民年金保険料の クレジットカード納付のご案内

クレジットカード納付を希望する場合は年金事務所へ申出が必要です(郵送可)。申出書と年金事務所宛て封筒を保険年金課(田無庁舎2階)・市民課(保谷庁舎1階)で配布しています。  
※被保険者とクレジットカードの名義人が違う場合は、同意書(様式)も必要  
□納付方法(種別) 毎月納付・6カ月前納・1年前納・2年前納から選択できます(前納割引有り)。

□申込期限  
●毎月納付…随時受付。申込時期により引き落とし開始時期が異なりますので、☎へお問い合わせください。  
●6カ月前納(10月分<sup>から</sup>)…8月末日(令和2年4月分<sup>から</sup>)…令和2年2月末日)  
●1年前納・2年前納(令和2年4月分<sup>から</sup>)…令和2年2月末日  
※過去の未納分や、一部免除承認済み期間はクレジットカード納付が利用できません。  
☎武蔵野年金事務所  
☎0422-56-1411(ナビダイヤル)  
▶保険年金課 ☎042-460-9825

## 子育て

### 児童扶養手当・特別児童扶養手当 現況届のご提出を

現況届は、手当受給者・その配偶者・扶養義務者の前年の所得・養育状況などを確認する書類です。  
現在受給している方(所得超過による支給停止の方を含む)へ7月末にお知らせを送付しましたので、窓口で受給者本人が提出してください。  
提出がない場合、手当が支給停止となることがあります。

□児童扶養手当  
☎ 8月1日(木)～30日(金)  
□特別児童扶養手当  
☎ 8月9日(金)～30日(金)  
※詳細はお問い合わせください。  
▶子育て支援課 ☎042-460-9840

## ひとり親家庭等医療費助成制度

8月受診分から、☎医療証の自己負担上限額が変わります。  
☎医療証をお持ちで、自己負担上限額を超えて自己負担された場合は、超えた分の医療費を払い戻すことができます。  
□外来の上限  
●月額：1万8,000円(8月より変更)  
●年間：14万4,000円  
□外来・入院の上限  
●月額：5万7,600円  
※過去12カ月中4回目以降の月額上限4万4,400円  
※詳細はお問い合わせください。  
▶子育て支援課 ☎042-460-9840

## 未婚の児童扶養手当受給者に 給付金を支給

児童扶養手当受給者のうち、未婚のひとり親の方に対し、今年度の臨時・特別の措置として、給付金を支給します。該当する方は子育て支援課窓口で申請してください。  
☎ 次の全ての要件を満たす方  
●令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母  
●令和元年10月31日(木)において、これまでに婚姻(法律婚)をしたことがない方  
●令和元年10月31日(木)において、事実婚をしていない方または事実婚の相手方の生死が明らかでない方  
□支給額 1万7,500円  
□申請期間 8月1日(木)～令和2年1月31日(金)  
現在児童扶養手当を受給中の方は、現況届の手続きの際に給付金の申請も受け付けます。  
□必要書類 ●戸籍謄本 ●振込先口座番号の確認できる書類(通帳<sup>など</sup>)  
▶子育て支援課 ☎042-460-9840

## 福祉

### 手話通訳者配置

両庁舎でのお手続き・相談などで必

要な場合にご利用ください。  
□手話通訳者配置日 午後1時～5時  
保谷庁舎 毎月第1(水) 8月7日  
田無庁舎 毎月第3(金) 8月16日  
9月4日 9月20日

※配置日以外にも手話通訳者を派遣します。詳細はお問い合わせください。  
▶障害福祉課 ☎042-438-4033  
☎042-423-4321

## くらし

### わが家の耐震診断をしよう

建物の設計図を基に簡易耐震診断を行い、助言などを受けることができます。  
☎時・場 8月17日(出)午前9時30分～午後0時30分・保谷庁舎1階  
☎対 市内の地上2階建て以下の木造一戸建てで、自ら所有し居住している住宅  
※原則、昭和56年5月31日以前の建築  
☎定 8人(申込順)※1人40分程度  
☎申 8月14日(水)までに電話で下記へ  
□相談員 住みよい町をつくる会  
▶住宅課 ☎042-438-4052

## 木造住宅耐震改修事業者講習会

都内で施工業を営む方を対象に講習会を開催します。  
☎時 8月30日(金)午後2時～4時  
☎場 住吉会館ルピナス  
☎対 都内で施工業を営む方  
☎定 50人(申込順)  
☎申 8月26日(月)までに電話で下記へ  
▶住宅課 ☎042-438-4052

## 「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針(案)」へのご意見募集

東京都・特別区・26市2町は協働で、「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針(案)」を公表しました。  
□期限 8月12日(月)までに、窓口・郵送(〒163-8001)・ファクス・メールで☎へ。  
☎東京都都市整備局都市基盤部街路計画課 ☎03-5388-3379・☎03-5388-1354・✉S0000179@section.metro.tokyo.jp  
▶都市計画課 ☎042-438-4050

## 選挙

### 議員の寄付行為は禁止されています

議員は、選挙区内の方に対する次の行為が禁止されています。  
□寄付行為<sup>など</sup>  
●お金や物の贈答 ●暑中見舞いなどの時候の挨拶状の送付(答礼のための自筆によるものは除く) ●地域の祭り・会合などへ差し入れ・祝い金・賛助金を出すこと  
市民の方が議員に対して実費が伴う行事や会費が必要な催しを案内する際には、会費を明示してください。皆様のご理解とご協力をお願いします。  
▶議会事務局 ☎042-460-9860

## 募集

### 健康づくり推進協議会市民委員

☎健康づくりに関する方策を総合的に協議・検討  
□資格・人数 在住・在勤・在学の

## 都営住宅の入居者募集

◆東京都直接募集  
●家族向け(ポイント方式)…1,290戸  
●単身者向け・車いす使用者向け・シルバーピア…349戸  
□案内・申込書配布  
☎時 8月1日(木)～9日(金)の平日のみ  
☎場 田無庁舎2階・保谷庁舎1階・出張所  
※都庁・区市町村窓口・☎でも配布  
※申込書などは、募集期間中のみ☎のHPからもダウンロード可  
☎申 8月15日(木)(必着)までに、申込書を渋谷郵便局へ郵送  
☎東京都住宅供給公社都営住宅募集センター(案内配布期間中☎0570-010-810/それ以外☎03-3498-8894)  
◆西東京市地元募集  
●二人世帯向けシルバーピア…1戸  
□案内・申込書配布  
☎時 8月22日(木)～30日(金)の平日のみ  
☎場 田無庁舎2階・保谷庁舎1階・出張所  
☎申 9月4日(水)(必着)までに、〒202-8555市役所住宅課へ郵送  
▶住宅課 ☎042-438-4052

## 心身障害者 各種手当・助成制度 申請と現況届

期限後も申請できますが、申請前にさかのぼっての制度適用はありませんので、今回新しく対象になるとと思われる方は申請してください。  
◆各種手当・助成制度の申請  
●☎心身障害者医療費助成制度…9月30日(月)まで  
●各種手当・助成制度…8月30日(金)まで(重度手当は11月中)  
※障害程度、年齢制限など各種要件あり  
□所得限度額 ●☎心身障害者医療費助成・心身障害者福祉手当・自動車燃料費助成・タクシー料金助成・難病者福祉手当・重度心身障害者手当

税法上の扶養人数	障害者本人(20歳未満の方は扶養義務者 <sup>など</sup> )	障害者本人	配偶者および扶養義務者
0人	360万4,000円	360万4,000円	628万7,000円
1人	398万4,000円	398万4,000円	653万6,000円
2人	436万4,000円	436万4,000円	674万9,000円
3人	474万4,000円	474万4,000円	696万2,000円
4人	512万4,000円	512万4,000円	717万5,000円

※各種控除後(手当・助成用の控除額)の金額で判定  
◆現況届の提出  
下記手当の受給者に現況届を送付しますので、期限までに提出してください。  
●重度心身障害者手当…8月30日(金)まで  
●特別障害者手当<sup>など</sup>…9月11日(水)まで

## 心身障害者タクシー料金助成の申請(継続)

従来のタクシー利用券の有効期限切れに伴い、新しいタクシー利用券を交付します。  
※従来の利用券は使えませんので、未使用分は返却してください。  
☎時 7月31日(水)～8月30日(金)(平日のみ)  
※期間以降は、申請した月分からの助成となります。  
☎場 障害福祉課(両庁舎1階)  
☎対 身体障害者手帳1～3級・愛の手帳1～3度の方  
☎持 ●身体障害者手帳または愛の手帳  
●申請書(対象者に送付済み)  
●障害者本人の認め印(代理人が申請する場合はその方の認め印も)  
◆心身障害者自動車燃料費の請求  
☎時 8月7日(水)～30日(金)(平日のみ)  
☎場 障害福祉課(両庁舎1階) ※郵送可

☎対 ①身体障害者手帳1～3級・愛の手帳1～3度・脳性まひ者(児)・進行性筋萎縮症の方で運転する同居の家族がいる方  
②身体障害者手帳1～4級で自ら運転する方

☎持 ●現況届兼請求書(対象者に送付済み)  
●障害者本人の認め印(代理人申請する場合はその方の認め印も)  
●車検証のコピー  
●運転免許証のコピー  
●障害者本人の振込先口座(20歳未満の場合は保護者の口座可)  
●下記請求対象期間内\*に給油した際の領収書などの原本  
□対象期間  
\*2～7月(この間に新たに認定申請をした方は、認定申請日～7月)  
▶障害福祉課 ☎042-438-4035